

手塚良斎「医学所御用留」(七)

深瀬 泰且

寅

七月七日左之通被仰付候事

申渡 覚

手塚良斎江

芸州広島表江出張可致旨、伊賀守殿被仰渡依之申渡

(六一丁ウ)

右之通溝口伊勢守殿被申渡、尤早急之御場合ニ付出殿不及、調役組頭森新十郎より内状相添申遣し候事、尤病後ニ付達而御免相願候得共、彼地より達而拙者名面にて是非出張可致旨竹中丹後守、河野伊予守より申越候趣、芸州広島ニ居付ニ而手負病人引受治療可致再応可申聞候ニ付不得止事御受申上候事
一、九日於仮役所左之通り三月分御手当並ニ旅御扶持等取越候事

一金二十七両貳分

七、八、九、三ヶ月御手当金 (六二丁オ)

一金拾五兩三朱卜四百五文

同断 旅御扶持分

一金貳拾兩

薬価前借

〆金六拾貳兩三分ト永三文五分

一、七月十二日朝大坂出立、八軒屋より乗船兵庫湊迄小舟にて罷越候、十五日伊賀守殿快風丸江乗移り玉島湊江上陸一泊、廿日広島沖ウシナ島江着船、夫より端舟にて広島江罷越候、調役尾崎金次郎江面談、其夜堀川町朝日屋店大熊良達旅宿江一泊、翌廿一日東引御届、丁甲立屋権六方江旅宿相定り引移り候事

一同廿一日着、御届竹中丹後守殿、河野伊予守殿江罷越候事

(六一丁ウ)

同廿二日左之通り以御書付山本兼四郎より相渡候事

手塚良斎江

手塚良斎

其方儀広島表ニ罷在各局病院治療其外惣て取扱候様可致候事

七月

右丹後守殿より被申渡候事

三浦文郎

名倉弥五郎

各局病院治療兼勤可致候尤其隊出張之節ハ無差支附属出張可致候事

右同断丹後守殿より被申渡候 (六三丁オ)

一同廿二日三番町二大隊廿日市迄出張いたし候事、

同廿六日西丸下二大隊同断出張いたし候事

一、急ニ全快不致病院入病兵江戸表江差下しニ相成候ニ付、

取調左之通り認め差出候事

西丸下、般舟寺⁽²⁴⁾病院二人、徳永寺病院⁽²⁵⁾六人、善生寺⁽²⁶⁾四人

〆四十人⁽²⁷⁾

三番町、永照寺⁽²⁸⁾病院二人、興徳寺⁽²⁹⁾四人、常林寺⁽³⁰⁾四人

〆三十七人

〔両局惣計〆七十七人⁽³¹⁾〕

右相調廿九日夕調役組頭山本兼四郎方迄差送候事

(六三丁ウ)

但シ兩局五十宛合て百人ニ取調直し八月廿三日広島出立之

事

七月廿五日竹中丹後守より以御書付左之通り被申渡候事

陸軍附

医師

戦争之節ニ兵隊之者共怪我人又者病氣之者も有之処、格

別骨折治療致し候段達

御聴一役之事ニ候

右之趣板倉伊賀守殿被仰渡依之申渡

右之通り被仰渡候ニ付、陸軍局医師一統江通達いた

し候事 (六四丁オ)

一、六月廿九日於江戸表宮内陶事⁽³²⁾、中村兼三、古川洪道之三

人、御抱医師被仰付候旨申越候事

一、八月四日夕河野伊予守殿旅宿にて承知

御書付之写

大目付

公方様⁽³²⁾此程中より

御不例被為在候処、追々御疲勞被為相増候ニ付、此上万一

(六四丁ウ)

御危篤にも被為至候ハハ、御相統之儀

一橋中納言殿江被仰出候、且防長御討入之義者至急ニ付、為

御名代御出陣ニ相成候様是又被仰出候

右之通被仰 出候間、得其意在芸役々並紀伊殿軍目付江も可

被相達候事

八月

一、八月十八日昼より津山良策旅宿江引取候事

一、八月十八日左之通り竹中丹後守殿より被申渡

(六五丁オ)

桐原鳳卿

此度病兵大坂江差遣候ニ付てハ為差添被差置候間、同所

迄送り届相濟候ハハ速ニ帰芸可被致候、依之申渡

八月

一、直様同人江申渡六、七両ヶ月分御薬価見積り原鍵吉方よ

り三十兩受取相遣候事

八月廿三日

大目付

御目付

布衣以上以下在芸之役々一役老人ツツ並紀伊殿軍目付兩

人只今出羽守旅宿江罷出候様可相達候事

(六五丁ウ)

八月廿三日

公方様御不例被為在候処、御養生不被為相叶、去ル廿日卯上刻

薨御被遊候段大坂表より申越し候、此段相達候

八月

兼て被 仰出候通一橋中納言殿御相統被遊候上者廿日より

上様と奉称候、弥御精勤を励可申段被仰出候 (六六丁才)

一、上様去ル廿日より五十日十三ヶ月々御忌服被為請候、此段可被達候

大目付

御目付

公方様薨 御二付去ル二十日より普請、鳴物停止候事

(六六丁ウ)

一、さかやき剃之義者追て可相達候

右之通被仰出候間、在芸之役々江可被達候

八月廿三日

医師之義ニ付申上候書面

手塚良齋

西丸下隊歩兵之内深手之銃創四人有之、手ハ又ハ足、腐骨ニ

至リ切断いたし度存候処何分場所不宜、切断いたし候ても保

命無寛束被存、旁以厚く心配罷在候、就ては吾等篤と相談之

上決定も仕度、幸当節水野大炊頭家来野中玄英義当所ニ罷在

候義ニ付同人江相談、其後引続折々病院江も見廻り治療方相

談も仕度奉存候可相成義ニ御座候ハハ、主人大炊頭江御達し

被下両三日目程二病院江見舞候様被仰付被下度、尤当人江ハ

私より内咄も仕候処、別段御手当等ハ更々望無之候得共、公然被仰付被下候ハハ銃創手当方も行届き万事都合宜敷、於私義難有仕合奉存候以上

寅八月廿五日

手塚良齋

竹 丹後守殿

(六七丁ウ)

河 伊予守殿

八月十五日 山本長安義於大坂取締介溝口伊勢守殿より被申渡候趣、坂地より八月廿九日二十三日同役高島祐啓より申来

八月廿七日 大砲方三浦文卿義調役組頭より何月何日出役被

相成候哉之趣問合ニ付同人江問合候処

元治元年七月十六日野州追討ニ付田沼玄蕃頭殿(附)急速被

仰渡、同月廿五日大砲方御雇被仰付候旨、酒井飛驒守被仰渡

旨、尤奥医師松本良甫厄介と申肩書有之

寅八月廿八日丹後守殿御渡御書付

名倉弥五郎江

水野和泉守家来

(六八丁才)

騎兵附御雇医師

名倉弥五郎

右被 召抱富士見櫓御宝蔵番格騎兵附医師被 仰付其之

内式拾扶持被下旨、去ル六日伊賀守殿被仰渡候依之申渡

(六八丁ウ)

寅八月

同月同断

三浦文卿江

奥御医師

松本良甫厄介甥

大砲御雇医師

右御侍小筒組大砲組附 御医師被仰付勤候間、為御手当式拾人扶持被下候旨、去ル六日伊賀守殿被仰渡依之申渡

寅八月

右二通御書付於広島水野出羽守殿被仰渡候旨、竹中丹後守殿於紀伊殿御旅館以御書付御渡しに相成、即刻兩人拙者旅宿江呼出し相渡候、両奉行衆御礼廻勤為相勤候事

一、同廿三日夕刻三番町二大隊広島表江引上ケニ相成候事

一、同廿九日昼時、西丸下二大隊同断広島表江引揚候事

八月廿日夕刻、被仰出候御書付写し

(六九丁才)

大目付

御目付江

今度從

御所暫時兵事見合之義被仰出候ニ付てハ紀伊殿ニ被仰置之趣も有之、御人数当所江御残置一旦御上坂被成候、陸軍之兵者去冬以来出芸之隊共、此節一旦掃坂いたし当春以来出芸之隊者御抱歩兵二大隊 附屬し大砲小筒組者当所江 込候上交代之心得を以一旦掃坂いたし候様可被取計候、尤竹内丹後守には一番隊拾六番隊引弘之上掃坂可致旨紀伊殿被仰付候、此段相達候、当所出立之義ハ大小御目付江可被承合候事

(六九丁ウ)

八月廿日

大目付

御目付江

四日

紀伊殿

六日

井伊掃部頭

七日

井掃除頭

八日

榊原式部大輔³⁸

十日

陸軍二大隊

十一日

騎兵隊

十二日

戸田采女正³⁹

十三日

十六番隊

十五日

別手組

十六日

大御番頭二組

右日割之通相心得混雜不致候様、当所出立為致可申候事

(七〇丁才)

右八月廿日御書付之写し

手塚良齋

一、九月二日小筒組頭尾本久作より

都合有之候ニ付即書面差出し候事

御侍小筒組附屬

千村礼庵門人

菅谷行庵

右行庵義戦地へも出張怪我人並病人治療手伝骨折ニ付当二月より月々為御手当金千足ツツ被下置候旨難有奉存候、其後引続精勤罷在候義ニ付可相成義ニ候ハハ、外手伝門人同様毎月金三両式分ツツ御手当増被下置候様此如奉願候以上

九月二日

手塚良齋

竹 丹後守殿

(七〇丁ウ)

一、九月四日御老中水野出羽守殿不快二付萩生洪道旅宿江被
参見舞申入、同日午後診察罷越候事

一、大砲小筒組附属松島玄英御抱医師被仰付一生式十人扶持
被下候旨、於大坂伊賀守殿被仰渡候旨、且御手前御雇医師吉
田宗琢勤之内拾五人扶持被下候旨被仰付候段、八月十二日大
坂同僚高島祐啓より申来ル

一、山本長安門人大橋隆道、安井元達門人大国慎齋手伝被仰
付、御手当式兩ツツ被下候旨是亦同断申来ル

一、西丸下銃創並三番町銃創雜病人者九月八日帰坂出船、門
人津山良策西丸下付、三番町内村有庵附属大熊良達同伴出立
相成候事、且銃創人治療方為手当三浦文卿、名倉弥五郎同日
出立之事

一、九月九日出羽守殿不快治療罷在候处、帰坂被為致候二付
坂地迄附属呉候様公用方柴田礼助、水野伊織兩(七一丁オ)
人より奥御筆^①北角十郎兵衛を以竹内丹後守殿迄申出候趣、河
野伊予守、丹後守殿相談之上坂地迄附属可申旨、出羽守殿於
御旅館被仰渡候事

一、同日神田春溪事西丸下方御雇申付坂地迄罷越候趣奉行よ
り達し候二付同人江申渡候事

当上様御義九月五日大坂表御発駕被遊御上洛候旨、於出羽守
殿承知之事

一、公方様八月二十日薨御二付月代之義御目見以上三十五
日、以下之者十五日之御免相成候事、鬚剃之義七日之御免相
成候事

一、広島表水野出羽守殿附属九月十四日夕刻出立、ウシナ島
より紀伊守殿御軍艦明光丸江乗船、十五日朝出(七一丁ウ)
帆、十七日夕天保山冲着船、十七日小舟にて出羽守殿本陣北
浜二丁目増屋孫左衛門 夫より伝光寺江引移候事

出羽守殿用人

三浦小弥太

公用人

柴田礼助

水野伊織

附属御目付大久保带刀、奥御祐筆北角十郎兵衛、御侍目付馬
山勝太郎、御小人目付萩原良助、小普請受取虎之助

八月中

(七一丁オ)

御召連砲兵附 元一橋殿附医師

山田純安

御召連歩兵附

青木文岱

楠林辰之進

右者此度歩兵屯所手伝医師御雇被仰付十人扶持被下旨京師よ
り申来ル

松平肥前守^⑬家来 池田玄泰

松平右京亮^⑭家来 吉田外庵

諏訪因幡守^⑮家来 金沢了元

松平出羽守^⑯家来 永田宗郁

鍋島 次郎家来 高田俊造

右陸軍三兵屯所附属当分御雇被仰付為御手当金拾兩ツツ
被下候旨、於江戸被仰付候段吉田策庵より申(七二丁ウ)

来ル

寅八月六日

牧野越中守家来

吉田宗琢

右大手前屯所御雇被仰付為御手当拾五人扶持被下候段於大坂被仰付二旨、高島祐啓より申来ル

寅八月六日

大砲附

松島玄英

一

右者召抱大砲小筒組附属仰付其之内式拾人扶持被下候如伊賀守殿被仰渡候段、自大坂高島祐啓申来ル

一、八月廿三日水野出羽守殿於広島大病ニ有之、日々診察之上船中迄乗組候付、為挨拶白銀拾五枚、但シ金拾壹兩壹分公用方水野伊織、柴田 助両名にて出状相添深沢雄甫持来候事

西丸下歩兵方附

(七三丁才)

大熊良達

桐原鳳卿

千村礼庵

大手前歩兵方附

山本長安

安井元達

三番町歩兵方附

(七三丁ウ)

曲直瀬正迪

杉田杏齋

吳 黄石

小川町歩兵方附

奥山元省

右之通持場割相心得候様可被相達候、且又取締両人儀者泊当番罷出候ニ不及候事

六月廿八日

溝 伊勢守
竹 丹後守

醫師取締中

(七四丁ウ)

一、八月廿三日江戸下し病兵附属、左之通り達し有之候事

(七五丁才)

西丸下附

廿七日出立

名倉弥五郎
桐原鳳卿

右西丸下大手前病兵共

廿八日出立

吳 黄石
吉田宗琢

隊付

大熊良達

三番町同断

三番丁小川町二局両日二割出立之事

手塚良斎

三浦文卿

内村有庵

杉田杏齋

門人恚人

難波雄玄

隊付

山陵奉行戸田大和守家来

御勘定奉行服部筑後守家来 小林文周

右富士見御宝蔵格御抱醫師被仰付忒拾人扶持被下候旨、伊賀守殿被仰渡場所割ハ御召連歩兵方江附属と相成候趣、京師森新十郎より九月十六日使二申置候事

注

(21) 玉島は現在の岡山県西南部高梁川の河口に位置する瀬戸内海沿岸の交通の要衝地。

(22) ウシナ島は現在の広島県宇品市。

(23) 廿日市は安芸国佐伯郡にあり、現在の広島県廿日市市。

(24) 般舟寺は浄土宗。現在の広島市西区楠木町にある。

(25) 徳永寺は徳栄寺か。真宗の寺院で広島市中区銀山町にある。

(26) 善生寺は善正寺か。浄土真宗の寺院で広島市佐伯区五日市町にある。

(27) これら西丸下の三病院の患者の合計は三八人が正しい。たんなる計算違いといえよう。

(28) 永照寺は浄土真宗。広島市西区大芝にある。

(29) 興徳寺は臨済宗。広島市中区田中町にある。

(30) 常林寺は浄土宗。広島市西区三滝本町にある。

(31) さきの三病院に三番町の三病院をくわえると七五人が正しい。

(32) 公方様は一四代將軍家茂(一八四六一一八六六)。長州征伐のため大坂城に滞在中脚気のために慶応二年七月二〇日に病亡した。しかし実際に喪を發したのは八月二〇日である。もちろん『続徳川夷紀』にも八月二〇日に死亡したとある。

(33) 水野大炊頭は和歌山藩家老の水野忠幹。

(34) 竹 丹後守は竹中丹後守重固。河 伊予守は歩兵奉行河野通伽。

(35) 田沼玄蕃頭は遠江国相良藩主若年寄田沼意尊(二八一八一八六九)。

(36) 酒井飛騨守は越前国鞠山藩主若年寄酒井忠毗(二八一五一八七六)。

(37) 水野和泉守は駿河国沼津藩主水野忠誠(二八三四一八六九)。

(38) 榊原式部大輔は越後国高田藩主榊原政敬(一八四三二一九二七)。

(39) 戸田采女正は美濃国大垣藩主戸田氏共(二八五四一九三六)。

(40) 「御手前」は「大手前」の誤り、大手前歩兵屯所のことである。

(41) 「奥御筆」は「奥御祐筆」の誤りである。

(42) 「当上様」は一五代將軍徳川慶喜(二八三七一九一三)。

(43) 松平肥前守は肥前国佐賀藩主鍋島茂実(直大)(二八四六一九二一)。

(44) 松平右京亮は陸軍奉行並松平輝照。

(45) 諏訪因幡守は信濃国高島藩主若年寄諏訪忠誠(二八二一一八八八)。

(46) 松平出羽守は出雲国松江藩主松平定安(直利)一八三五一八八二)。

(47) 牧野越中守は常陸国笠間藩主寺社奉行牧野貞直(二八三〇一八八七)。

(48) 戸田大和守は山陵奉行と若年寄を兼任していた下野国高德藩主戸田忠至(一八〇九一八八三)。

(49) 服部筑後守は服部筑後守左衛門佐常純か。この時期、服部姓の勘定奉行は、慶応二年八月八日に長崎奉行から就任した常純のほか見あたらない。

(順天堂大学医学部医史学研究室)